

平成 28 年 5 月 16 日

学生各位

学 長

平成 28 年熊本地震被災地における学生のボランティア活動に関する対応について

平成 28 年 4 月 27 日付文書「平成 28 年熊本地震被災地における学生のボランティア活動に関する対応について」にて、同被災地でのボランティア活動に関する注意事項等をお示ししたところですが、この度、それに加えましてボランティア活動に伴う講義欠席や単位付与について、下記のように取り扱うこととしますので、よろしくお願いたします。

【被災地におけるボランティア活動について】

現地では余震が収束した状況にはなく、被災地でのボランティア活動については、慎重な判断と、専門性を有する災害 N P O などの受入のもとで活動してください。

1 大学への届け出について

参加に当たっては、事前に「平成 28 年熊本地震ボランティア活動届」により、必ず大学へ届け出てください。

2 ボランティア活動に伴う講義欠席について

活動終了後、速やかに下記（2）のものを提出することにより定期試験及びそれに準じる試験の期間を除き、原則として、欠席扱いとはしないこととします。

（1）欠席扱いとしない期間は、各学期ごとに、通算して **2 週間** を限度とします。但し、補講等の措置が困難で欠席が認められない場合もありますので、事前に担当教員と十分に相談してください。

（2）活動終了後速やかに、「特別欠席届（平成 28 年熊本地震ボランティア関連）」及び「活動報告書（活動期間、行先、活動内容、ボランティア受入団体）」を提出してください。

3 留意事項

（1）ボランティア活動への参加に当たっては、ボランティア保険（地震や津波等の天災の場合でも適用されるもの 申込先：社会福祉協議会）への加入が条件となります。また、保護者の承諾も必ず得てください。

(2) ボランティア団体の受入状況・ボランティア保険等については、下記のホームページで情報を入手してください。

・熊本県社会福祉協議会

URL: http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kinkyu/pub/default.asp?c_id=23

・そのほか、災害ボランティアの一般的な心得

内閣府防災ボランティアのページ

URL: <http://www.bousai-vol.go.jp/>

(3) 被災地以外のボランティア活動については届出は不要です。また、特別欠席届の対象外となります。

【ボランティア活動に対する単位付与について】

1 教養教育「ボランティア科目」として単位付与できる場合がありますので、希望する場合は事前に教務企画室へ問い合わせてください。

但し、単位取得を目的としたボランティア活動については、ボランティア保険（社会福祉協議会）は適用されないため、学研災付帯賠償責任保険（Bコース）と地震、津波等の天災の場合でも適用される保険に加入することで参加可能な災害NPOの活動を対象とします。

【問合せ・提出先】

- 1 ボランティア活動届：所属学部事務室
- 2 特別欠席届・活動報告書
 - ・教養教育：教務企画室
 - ・専門教育・大学院：所属学部事務室
- 3 単位付与
 - ・教養教育：教務企画室